

 水道ホットニュース	<p>(財)水道技術研究センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F TEL 03-3597-0214, FAX 03-3597-0215 E-mail jwrchot@jwrc-net.or.jp URL http://www.jwrc-net.or.jp</p>
---	---

欧州の水道事情（その2）

－EUREAU2008年統計から－

9. フィンランド

(1) 法制度等

主な法制度は、水サービス法（119/2001年）、環境保護法（86/2000年）、環境保護法令（169/2000年）及び健康保護法（1994年）である。

農業森林省及び環境省により運営される地域環境センターが、上下水に関連する環境上の案件における関係機関である。

市町村は、利用者所有の組合を含むところの全ての事業者を監督する。水サービス及び料金を規制する総括的なシステムはない。

(2) 水資源管理に責任を有する機関

水資源の利用及び管理についての担当機関は、農業森林省である。

水路及び湖沼の保全及び全般的な監督についての担当機関は、環境省である。

(3) 上下水道サービス

フィンランドにおける上下水道サービスの責任主体は、市町村である。事業者はほとんどが市町村所有の事業体である。加えて、小規模な利用者所有組合の水道会社の数が増大（2007年で約1,000）しており、多くが人口のまばらな地域である。

(4) 水道サービス料金

水サービスの費用は、料金で賄われる。水サービス法によれば、料金は、投資及び維持管理費用を長期にわたりカバーするものでなければならない。

水サービス費用の多くは固定的なものであり、配水量や下水収集量に依存しないことから、固定料及び接続料が一般に用いられている。

(5) 一般統計

総人口 530万人

人口密度 17人/km²

(6) 水道水源

地下水・湧水 61%、地表水 39%

(7) 上下水道普及率等

人口普及率：①水道普及率 90%、②下水収集率 81%、③下水処理率 81%

水道事業形態（サービス人口割合）：公営 95%、公民混合 1%、民営 4%

下水道事業形態（サービス人口割合）：公営 99%、公民混合 0%、民営 1%

事業者数：上下水道一体 600、水道単独 700、下水道単独 10、合計 1,310

10. フランス

(1) 法制度等

フランスの法制度は、水事業体の組織及び運営、そして、外部事業者に対するマネジメント契約

について重要な枠組みを定めている。1993 年以来、一連の重要な法律（特に、1993-122、1995-101 及び 2002-276）は、組織内の又は請負による管理に関する義務的な規定を定めている。市町村は、法的に、公共水サービスを提供する責務がある。

(2) 水資源管理に責任を有する機関

- ・ 環境保護省（Ministry in charge of ecology）
- ・ 6 つの流域地域、流域委員会（地方政府 40%、利用者 40%、国 20%）、水機構（water agencies）及び流域コーディネーター
- ・ 多くの小規模流域については地方水委員会（CLE）

(3) 上下水道サービス

フランスは、22 の地域圏（regions）、96 の県（departments）に区分されている。フランスには最少の行政単位である市町村（communes）が約 36,000 あり、市町村が上下水道サービスに責務を有している。責務には、取水、配水、顧客サービス、下水の収集・処理がある。2004 年、全市町村のうち人口で 66% を占める市町村は、上下水道サービスの責務を「市町村連合協力事業体（inter-communal public cooperation entities）」に移管した。しかし、依然として上下水道サービスの責任主体は 34,000 以上を数える。これらの責任主体は、水事業体を直接管理することができる。多くの場合、水事業体は責任主体と事業者の間の公民連携(PPP)として運営され、ほとんどの場合において、事業者は民間会社である。

(4) 水道サービス料金

事業者は、最終消費者から直接料金を徴収することにより費用を賄う。料金体系は、契約によって定められる。契約は、法的及び契約条件に基づいて改正可能である。

(5) 一般統計

総人口 6,340 万人
人口密度 99 人/km²

(6) 水道水源

地下水・湧水 60%、地表水 40%

(7) 上下水道普及率等

人口普及率：①水道普及率 99%、②下水収集率 81%、③下水処理率 79%
水道事業形態（サービス人口割合）：公営 27%、公民混合 1%、民営 72%
下水道事業形態（サービス人口割合）：公営 44%、公民混合 1%、民営 55%
事業者数：上下水道一体 20,013、水道単独 0、下水道単独 0、合計 20,013

（注）事業者数（20,013）は、13 の民間水道会社（うち 3 社で、水道利用人口の 70% に給水）及び推計で 2 万の市町村水道サービスの合計である。

1.1. ドイツ

(1) 法制度等

連邦レベルでは、「健康及び環境法」がある。いくつかの連邦法はドイツ全体に適用され（飲料水）、その他の法は連邦州により実施されなければならない（水資源保護）。

主な法制度には、地方自治法、水条例（AVBWasserV 1980）、排水に関する条例（Abwasserordnung 1997）及び飲料水条例がある。

(2) 水資源管理に責任を有する機関

水資源に関連する機関は、連邦環境庁（UBA）、連邦環境・自然保全・原子力安全省（BMU）のものの科学環境機関（the scientific environmental authority）である。

(3) 上下水道サービス

ドイツの 16 の連邦州は、立法権を含むところの高度な自治権を持っている。水セクターの組織は、連邦及び州レベルの行政に対応している。地方行政は、上下水道サービスの責任主体である。水サービス事業者は、公法又は私法のもとに組織された水道会社である。全てのケースにおいて、少なくとも資本の所有権の一部は市町村が有する。上下水道サービスの組織形態は様々であり、具体的には、市町村直接運営、準自治的な市町村機関（独立した運営及び会計）、市町村会社（市

町村所有の私法の有限責任又は株式会社)、委託、コンセッション、民間セクターへの BOT 契約及び官民パートナーシップ (PPP) である。

(4) 水道サービス料金

水セクターの料金設定は、厳格な法令上の規制に従わなければならない。公的な上下水道事業者は、市町村の監督とともに、連邦州の市町村料金条例に従わなければならない。民間の事業者が消費者に対して直接サービス料金を徴収する場合は、反トラスト機関の監督に従わなければならない。事業者は、資源保全及び施設への再投資を含むところの費用回収原則を遵守する法的な義務がある。

(5) 一般統計

総人口 8,220 万人

人口密度 231 人/km²

(6) 水道水源

地下水・湧水 74%、地表水 26%

(7) 上下水道普及率等

人口普及率：①水道普及率 99%、②下水収集率 96%、③下水処理率 94%

水道事業形態 (サービス人口割合)：公営 55%、公民混合 39%、民営 6%

下水道事業形態 (サービス人口割合)：公営 96%、公民混合 0%、民営 4%

事業者数：上下水道一体 0、水道単独 6,383、下水道単独 6,909、合計一

12. ギリシャ

(1) 法制度等

主な法制度は、アテネ及びテサロニキにおける会社に関する法制度とともに、DEYA (174 の市町村会社) の設立及び活動に関する法律がある。また、市町村規則及び水資源管理法 (3199/2003 年) もある。料金及びサービスの規制に関する全国的なシステムはなく、各市町村に依存されている。

(2) 水資源管理に責任を有する機関

水資源管理に関連する機関は、環境・計画・公共事業省 (MoEPPW) である。

ギリシャは、14 の流域地区に分けられる。

(3) 上下水道サービス

ギリシャには、13 地域、54 県、1,033 市町村 (以前は 6,000 以上) がある。MoEPPW の管轄にあるアテネ及びテサロニキ以外は、内務省が DEYA 及び市町村に関連する機関となっている。水質に関しては公衆保健省が関連する機関であり、水サービスの責任主体は市町村である。

アテネの事業者 (EYDAP) 及びテサロニキの事業者 (EYATH) は、20 年間のコンセッション契約のもとに上下水道サービスを行っている。これらの事業者は国所有の企業であり、2000 年から 2001 年にかけてアテネ株式市場に上場されたが、依然として株の大部分は政府のコントロールに置かれている。

主に人口 1 万人以上の市町村は公営企業により運営されている。

(4) 水道サービス料金

「法 1069/80」のもとに、内務省からの補助 (各会社に対して投資費用の最低 35%) が利用可能である。EYDAP 及び EYATH が運転する浄水場のような主要な事業には最高 100% の補助が出されているが、配水・下水ネットワークには補助は出されていない。

各々の DEYA (市町村会社) は料金を設定し、市町村議会の承認を得る。EYDAP 及び EYATH は料金を設定し、国の承認を得なければならない。

(5) 一般統計

総人口 1,120 万人

人口密度 85 人/km²

(6) 水道水源

地下水・湧水 40%、地表水 59%、海水淡水化水 1%

(7) 上下水道普及率等

人口普及率：①水道普及率 98%、②下水収集率 75%、③下水処理率 70%

水道事業形態（サービス人口割合）：公営 55%、公民混合 45%、民営 0%

下水道事業形態（サービス人口割合）：公営 55%、公民混合 45%、民営 0%

事業者数：上下水道一体 1,033、水道単独 0、下水道単独 0、合計 1,033

13. ハンガリー

(1) 法制度等

主な法制度は、水法（1964年）、地方政府法（1990年）、廃棄物法、水管理法（1995年）及び環境保護法（1995年）である。

国家会計検査院（SAO）は、市町村が公共サービスに関連する法的な義務を履行しているかどうか審査する。

(2) 水資源管理に責任を有する機関

ハンガリーの水管理の制度的枠組みは、国家水局と国家自然環境・自然保護事務所の統合に続いて、1988年に環境に関する事項が初めて政府の監督のもとに置かれて以来、様々な再構築を経てきている。1990年には、水は環境から切り離され、運輸・通信・水省及び12地域の水機関に移管された。1998年には、住宅、建設及び地域開発の責務は農業・地域開発省に移管され、環境保護省が設立された。

2002年、水は環境・水省（MEW）に移管された。2004年には2つの機関（環境・自然保護・水検査総局及び環境・国家自然保護・水総局（OKTVF））が設置され、2005年にOKTVFは国家水センター・文書局（VKK）に替わった。現在、MEWは、環境・自然保護・水に関連する機関である。

(3) 上下水道サービス

ハンガリーには、19の行政管区又は県（megye）がある。ブダペストは独立行政体であり、23地区に区分されている。水道水供給及び下水処理の責任主体は3,200の市町村である。

事業者は、公共所有の水会社である。1992年までは、会社はわずか33であり、市町村所有が28、国所有が5であった。1990年、市町村所有の28会社の責務と所有権が各地方政府（市町村）に移管された。この地方分権プロセスにおいて、有限責任会社、共同事業体など、いくつかの独立した事業体が設立され、コンセッション契約、PPPなどの民営化手法も導入された。なお、5大水会社は依然として国有である。

(4) 水道サービス料金

水サービス及び投資は、現在、利用者料金、国の資金及びEU資金によって行われている。上下水道サービスの料金は、省令及び市町村条例によって設定される。

(5) 一般統計

総人口 1,010万人

人口密度 109人/km²

(6) 水道水源

地下水・湧水 95%、地表水 5%

(7) 上下水道普及率等

人口普及率：①水道普及率 98%、②下水収集率 67%、③下水処理率 55%

水道事業形態（サービス人口割合）：公営 80%、公民混合 20%、民営 0%

下水道事業形態（サービス人口割合）：公営 80%、公民混合 20%、民営 0%

事業者数：上下水道一体 315、水道単独 15、下水道単独 20、合計 350

14. アイスランド

(1) 法制度等

主な法制度は、水法（15/1923年）、食品法（93/1995年）及び食品安全規制規則（522/1994年）、下水管理のための市町村に対する財政支援に関する法律（53/1995年）、天然資源の研究及び利用に関する法律（57/1998年）、公衆保健及び汚染制御に関する法律（7/1998年）、下水システム及び下水に関する規則（536/2001年）、飲料水規則（536/2001年）、水供給法（32/2004年）及び水供給規則（401/2005年）である。

(2) 水資源管理に責任を有する機関

アイスランド環境省は、環境問題に関するアイスランド政府の政策を定め実施する。環境省は、資源保護、汚染防止及び環境モニタリング・天然水監視に関連する事項を監督する。工業省は、資源利用の管理に責務を有する。

(3) 上下水道サービス

水供給に関連する機関は社会省であり、市町村の事務を監督する。下水に関連する機関は環境省である。水道水質に関連する機関は2008年1月1日以降、水産・農業省である。2007年において、人口の68%がHACCP又は水安全計画を満たす水道から水を得ている。

国内の79市町村が、水道水供給及び下水収集についての責任主体である。1991年以降、市町村は人口密集地域においてサービスを保証する義務を有している。

水サービス事業者は、ほとんどが市町村所有である。民間セクターはほとんど水サービスに関与していないが、2004年以降、民間会社が市町村水道会社の最大49%を所有することが認められている。農村地域では、消費者所有組合が一般的である。

(4) 水道サービス料金

水サービス事業者は非営利会社であるが、利用者から料金を徴収することにより、費用を回収することができる。

(5) 一般統計

総人口 30万人

人口密度 3人/km²

(6) 水道水源

地下水・湧水 95%、地表水 5%

(7) 上下水道普及率等

人口普及率：①水道普及率 95%、②下水収集率 90%、③下水処理率 69%

水道事業形態（サービス人口割合）：公営 94%、公民混合 0%、民営 6%

下水道事業形態（サービス人口割合）：公営 96%、公民混合 0%、民営 4%

事業者数：上下水道一体 52、水道単独 62、下水道単独 73、合計 187

15. アイルランド

(1) 法制度等

主な法制度は、公衆保健法（1878年）、水供給者法（1942年）、衛生サービス法（1964年）、地方自治体水汚染法（1977/1990年）、環境保護庁法（1992年）及び水サービス法案（2002年）である。

(2) 水資源管理に責任を有する機関

地方自治体は、環境省の指示のもとに行動する。

アイルランドは、水枠組み指令で要求されている流域管理の調査を実施するために5つの地域に区分している。

(3) 上下水道サービス

資本プロジェクトの策定及び向上は、環境・文化遺産・地方政府省によって定められる。水道水質の試験は、地方自治体等によって実施される。新しい国家水サービス庁は、配水及び下水サービスに関連する機関である。

上下水道サービスを提供する責任主体は、地方自治体である。地方自治体は承認された水道プロ

プロジェクトの建設を監督し、また、水事業体を所有・運営する。インフラの所有権が公のままでも、全てのプロジェクトやサービス改善の取り組みは、現在では、調達に先立って何らかの資金提供が必要な場合には官民連携（PPP）としての実施可能性についてチェックされる。

（4）水道サービス料金

水サービスは、伝統的に総合課税などにより支払われている。家庭用水道料金は 1997 年に廃止された。大都市における非家庭向け利用は、固定料金に基づくか、メーター計量を通じて、料金徴収が行われる。

（5）一般統計

総人口 430 万人

人口密度 63 人/km²

（6）水道水源

地下水・湧水 16%、地表水 84%

（7）上下水道普及率等

人口普及率：①水道普及率 94%、②下水収集率 93%、③下水処理率 89%

水道事業形態（サービス人口割合）：公営 83%、公民混合 0%、民営 17%

下水道事業形態（サービス人口割合）：公営一、公民混合一、民営一

事業者数：上下水道一体 45、水道単独 0、下水道単独 0、合計 45

16. イタリア

（1）法制度等

主な法制度は、152/2006 年法（水サービス、下水排水及び水資源管理を規制する水枠組み指令及びその他の EU 下水指令の一部を実施）、31/2001 年法（EU 飲料水指令の実施）などである。

水セクターの規制担当機関は、政府、国会、経済財務省、保健省、環境省及び生産活動省である。

イタリアでは、水セクターを規制する独立した機関はない。水資源の利用に関する監督委員会は環境省の一部であり、そのメンバーは政府（特に環境省）によって選ばれる。

（2）水資源管理に責任を有する機関

地域流域庁は、水資源管理及び異なる利用の間の資源配分計画に責任を有する地方組織である。

（3）上下水道サービス

イタリアでは、歴史的に 8,000 の市町村が水サービスの責任主体である。しかし、1990 年代におけるセクターの再編以来、市町村はその責任を「統合水サービス管理庁」に移転している。同庁の領域は「最適領域エリア（ATO）」に対応する。ATO は、地理的、行政的及び経済的クライテリアに従って定められる。

地方自治体は、「最適領域エリア庁（A-ATO）」と呼ばれる市町村内の組織を形成する。A-ATO は、事業者を選定し、サービスレベル及び料金を決定し、契約を実施するための、技術的・財政的プランを用意する責務がある。

（4）水道サービス料金

料金は、20～30 年の規制期間における ATO プラン及びプランの改正において定められる。

（5）一般統計

総人口 5,910 万人

人口密度 201 人/km²

（6）水道水源

地下水・湧水 87%、地表水 13%

（7）上下水道普及率等

人口普及率：①水道普及率 97%、②下水収集率 84%、③下水処理率 73%

水道事業形態（サービス人口割合）：公営 80%、公民混合 10%、民営 10%

下水道事業形態（サービス人口割合）：公営 80%、公民混合 10%、民営 10%

事業者数：上下水道一体 一、水道単独 一、下水道単独 200、合計 2,638

17. リトアニア

(1) 法制度等

主な法制度は、環境保護法（1992年、1996年）、水法（1997年、2003年）、水道水供給のための地下水資源の評価及び利用のための2007年から2025年までのプログラムの承認に関する決議（No.562、2006年）、水道水供給及び排水管理に関する法律（2007年）及び排水管理規制の承認に関する命令（No.D-515、2007年）である。

(2) 水資源管理に責任を有する機関

2003年、環境省のもとに環境庁（EPA）が設立された。EPAは、前身である「共同研究センター」と「環境省水資源局」が統合したものであり、水資源管理について監督する責務を有している。

(3) 上下水道サービス

水道水質を規制する機関は「保健省」及び「国家食品・獣医サービス」である。水サービス担当機関は環境省市町村局であり、水道及び下水収集・処理に関する政策を定める。

水セクターは、地域ベースで経営と所有権を統合することにより再構築が行われてきている。市町村は、水サービスを提供する責任主体である。

水サービス事業者の多くは、市町村所有の水会社であり、上下水道サービスの両方を行う。また、協同組合、住民グループ、農業会社又はその他の市町村会社といったような小規模事業者が多く存在する。

民間セクターは、電気機械装置の更新、既存インフラの更新、研究開発を支援することに関与することができる。

(4) 水道サービス料金

料金未納による問題を抱えている水会社もあるが、水会社は独立採算制であり、収入によって経営することが期待されている。水道水供給及び排水管理に関する法律は料金設定の原則及び目標に係る枠組みを示しており、市町村議会が「料金及びエネルギーに関する国家規制委員会」によって起草された手法に基づいて公共水道事業者の料金を設定するよう規定している。

(5) 一般統計

総人口 340万人

人口密度 52人/km²

(6) 水道水源

地下水・湧水 100%、地表水 0%

(7) 上下水道普及率等

人口普及率：①水道普及率 70%、②下水収集率 60%、③下水処理率 58%

水道事業形態（サービス人口割合）：公営 100%、公民混合 0%、民営 0%

下水道事業形態（サービス人口割合）：公営 100%、公民混合 0%、民営 0%

事業者数：上下水道一体 45、水道単独 1,410、下水道単独 一、合計 1,455

18. ルクセンブルグ

(1) 法制度等

主な法制度は、水汚染規制法（1929年）、地下水取水法令（1961年）、水道水水質に関する法律（2002年）、水道水供給に関する法律（1999年）である。

(2) 水資源管理に責任を有する機関

多くの水関連の行政上の業務を統合することにより、「水行政本部（the Water Administration）」が2004年に内務・国土計画省によって創設された。水行政本部は、水資源の質と量の管理を担当する機関である。

(3) 上下水道サービス

ルクセンブルグは、3つの地域（districts）及び118の市町村（communes）で組織されている。市町村は水道及び下水処理の責任主体であり、水道水質に関する毎年の情報提供及び技術審査の実施に責務がある。また、市町村は、後に内務省による承認を受けるところの予算の承認及び料金の設定に責務を有する。

市町村は、十分な地下水資源を自ら保有するときは水サービスを直接運営することができる。この場合、市町村は生産及び配水の資産を所有する。そうでない場合、市町村は、参加市町村が共同で地下水を用水供給するために市町村がグループとなった「地域の水協会（regional Water Associations）」と提携することができる。

地表水は、1969年から運営している「エッシュ・シュル・シュールダム水協会（the Water Association of Esch-sur-Sûre Dam、SEBES）」によって浄水処理される。SEBESは国営の水道用水供給事業者であり、中央政府の財政支援を受けて運営している。SEBESはルクセンブルグ全体の水道水供給の3分の1を請け負っており、さらに3つの「バックアップ」の地下水集水域を管理している。

（4）水道サービス料金

水料金は、費用回収原則に従い、市町村ごとによって設定される。料金には、水資源保護税、固定料金及び変動料金が含まれる。

（5）一般統計

総人口 40万人

人口密度 158人/km²

（6）水道水源

地下水・湧水 75%、地表水 25%

（7）上下水道普及率等

人口普及率：①水道普及率 100%、②下水収集率 99%、③下水処理率 94%

水道事業形態（サービス人口割合）：公営 100%、公民混合 0%、民営 0%

下水道事業形態（サービス人口割合）：公営 100%、公民混合 0%、民営 0%

事業者数：上下水道一体 0、水道単独 123、下水道単独 130、合計 253

（文責）センター常務理事兼技監

安藤 茂

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までEメールにてご連絡をお願いいたします。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F （財）水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL：jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

<http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h22.html>